

## 上尾市障害者職場実習受入企業等表彰基準

〔平成21年 9月16日〕  
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は、上尾市障害者職場実習受入企業等を表彰することに関し必要な基準を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (2) 障害者にその業務の一部を職場実習（当該職場実習の後に当該障害者を雇用することを前提としていないもので、かつ、危険を伴う業務でないものに限る。）として行わせた者
- (3) 3人以上の障害者を3日間以上の営業日において職場実習を行わせた者
- (4) 上尾市障害者就労支援センターを介して職場実習を行わせた者

(表彰者の決定)

第3条 健康福祉部障害福祉課は、前条に該当する者がいるときは、上尾市障害者就労支援センターと協議して障害者職場実習受入企業等表彰者推薦書（別記様式）を作成する。

2 市長は、前項に規定する障害者職場実習受入企業等表彰者推薦書に基づいて、被表彰者の決定を行う。

(表彰の制限)

第4条 この基準による表彰は、特に市長が必要であると認める場合を除き、1回を限度とする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

上尾市長様

健康福祉部障害福祉課長

上尾市障害者職場実習受入企業等表彰者推薦書

下記の者を上尾市障害者職場実習受入企業等表彰基準に定める表彰の対象者として推薦します。

記

事業所名	
住所又は所在地	
職場実習年月日	年 月 日 から 年 月 日 まで ( 日間)
職場実習受入人数	人（男性 人・女性 人）
従事させた業務	
推薦理由	
備考	